

自立支援医療受給者証（精神通院医療）

を受け取られた皆さまへ

自立支援医療受給者証（精神通院医療）をご使用の際は、下記の点にご注意ください。



■ 使用方法について

指定自立支援医療機関に受診されるとき、お薬をもらわれるとき、デイケアや訪問看護を利用されるときに、受付で「自立支援医療受給者証」および「自己負担上限額管理票」をお見せください。

受給者証に記載されていない指定自立支援医療機関や薬局等では使用することはできませんのでご注意ください。

■ 次のようなときは変更届を出してください。

- ① お名前や住所や被保険者証が変わるとき。
- ② 記載された医療機関や薬局を変更したいとき。
- ③ デイケアや訪問看護を追加・変更したいとき。

②と③の申請につきましては、お住まいの市町窓口で申請を受理した日からの変更が適用となります。使用する前に必ず変更手続きを行ってください。

変更手続受付日から受給者証が届くまでの期間は、申請書控えをお持ちいただき指定医療機関等でご相談ください。

■ 有効期間が切れる前に

有効期間後も引き続き自立支援医療制度を利用する場合は、有効期間が切れる前に更新の手続きを必ず行ってください。手続きは、有効期限が切れる3か月前から可能です。

受給者証の発行には、概ね2か月程度を要するため、お早目のお手続きをお願い致します。

有効期間を過ぎてしまうと、再申請するまでの期間は、自立支援医療費の対象外となりますのでご注意ください。また、受給者証に「次回更新時 診断書不要」と記載があっても、有効期間経過後の再申請の場合は、医師の診断書が必要です。

■ 更新の手続きについて

お住まいの市町窓口で更新手続をしてください。その際に受給者証下部に「診断書要」と書いてある方は、指定自立支援医療機関で指定様式の診断書を作成してもらい、お持ちになって手続きを行ってください。

※診断書の有効期間は医師の診断書記載日から概ね3か月です。

必ず記載日から3か月以内に窓口で手続きをしてください。

■ 受給者証を紛失したときは

受給者証を紛失、破損された場合は、お住まいの市町窓口で、「再発行」手続きをおこなってください。

詳しくは裏面記載のお住まいの市町担当窓口、

または滋賀県立精神保健福祉センターまでお問い合わせください。



